

平成30年度第1回県央地区保健医療福祉推進会議の結果を踏まえた基本的な考え方

<移譲条件、開設許可について>

県は地域に対し、旧県立病院を承継する病院を公募し、移譲すると説明し、公募により決定後、療養病床で開設する申請が出され、県は許可した。

本件は承継により進めてきたものであり、医師数は一般病床と療養病床では3倍の差がある。療養病床での開設が認められるなら、他の病院も応募した可能性がある。

県と地域の認識にズレがあるように思うが、県はどのような認識なのか。

【県の認識】

- 県には、2つの立場がある。旧県立病院を移譲する者の立場としては、回復期機能の病床を条件として移譲した。

回復期機能とは、回復期リハ又は地域包括ケア病床が該当するが、葵会では、回復期リハを行う医師数は満たす提案がなされている。

県としては、療養病床での開院は想定していたものではないが、開院当初から回復期リハを行う医師数により病院を運営し、その後、一般病床へ戻す予定である。

譲渡後、病床を休床してきた経緯を踏まえ、速やかに病院を再開しなければ県民サービスに支障をきたすため、移譲を所管する立場としては、段階的な開院もやむを得ないと考えている。

- 医療法に基づく病院の開設を許認可する立場としては、旧県立病院の承継として許可するため、一般病床で引き継ぐことが前提となるが、病床をすべて稼働させるまでには、スタッフや患者の確保などの面で、一定の経過措置はやむを得ないと考えている。

このため、各病棟の開棟後、1年以内に承継前の病院と同様の一般病床に転換することを条件として許可した。

県から、「募集要項では回復期リハとした、病床種別は記載していないので、療養病床でも拒否できない」との説明があった。行政文書で、どうしてもとれる文書は通常はありえない。募集要項がファジーだったのではないか。

【県の認識】

- 県では、「2025年に回復期の病床が大きく不足する」という県央地区地域医療構想の推計を踏まえ、旧県立病院の跡地において回復期の機能を提供する民間医療機関へ移譲することとして、移譲先募集要項についても機能に着目した記載としており、病床種別について特段記載せず、公募したところ。

- 移譲先の選定にあたり、葵会の事業計画では、想定される患者像や医師数等により、旧県立病院の機能を引き継ぐ計画がなされており、支障はないと考えている。

公募のプレゼン内容に基づき、葵会への移譲が決まったと認識するが、公募のプレゼン時とは異なる名称、療養病床としての開設を認めたのはなぜか。

【県の認識】

- 療養病床で開棟したいとの葵会からの意向に対し、当該病院の病床は、「承継」の手続きにより進めてきたことを踏まえ、「療養病床」として診療はできないと説明のうえ、事情により、一時的に病床を「療養病床」とする場合にあっても、承継前と同じ一般病床に戻すことが前提と説明した。
- 一方、譲渡後、病院を休床してきた経緯を踏まえ、旧県立病院を移譲する者の立場としては、速やかに病院を再開しなければ、県民サービスに支障をきたすため、段階的な開院を進めることも、やむを得ない面がある。
- このため、一時的に療養病床にはするものの、各病棟の開棟後1年以内に一般病床へ戻すことを条件として、許可することとした。
- また、名称については、許認可上の制約はないため、許可することとした。

<一般病床への移行について>

県から、「1年後に一般病床に移行するという条件を付して許可した」、「進行管理をしっかり行う」との説明があったが、許可条件を守らず、1年後に一般病床に移行できなかった場合はどうするのか。

【県の認識】

- 県では、許認可の際に付した条件が守られない場合、行政指導を行う。
- また、移譲に係る売買契約において、事業計画等の履行状況については、四半期に一度、葵会から県へ報告することになっているが、当面（1年間）は、毎月履行状況の報告を求め、着実な事業計画の履行を確認していく。
- 具体的には、地域連絡会の設置を検討し、県で把握した情報を報告することを考えており、県央地区保健医療福祉推進会議においても、連絡会で情報共有したことを改めて報告し、地域連携の促進に努めていく。

葵会は、柏や川崎を例に、1年後には一般病床とすることは可能との説明をしているが、七沢は立地条件が異なる。療養病床として開設する理由が人的問題だったのに、1年後に計画通りの人を集められるのか。

【葵会の認識】

- 葵会では、川崎にあるA O I 国際病院の人員体制について、当初は、旧職員を引き継ぐ予定の中、全員が辞めたという経験があり、この際、1年で常勤130人集めた実績がある。このため、全国のネットワークを駆使して人員を確保していく。

1年後に一般病床での運営が可能とするなら、そもそも、開設が計画通りとならなかった理由は何か。特別の事情があるのか。

【葵会の認識】

- 葵会では、移譲された建物の登記にあたり、あまりに古くて図面を取り直す必要が生じ、図面の作成に時間を要したため、登記が遅れ、4月オープンに間に合わなかった。
- 平成30年4月オープンが確定していれば人集めも進められたが、確定していなかったため人集めを進められなかった。

<名称について>

七沢リハビリテーション病院という名称を使わないよう、地域の病院が文書で申し入れてきた。プレゼン時とは異なる名称に変えた理由は何か。

【葵会の認識】

- 葵会では、当初は厚木リハビリテーション病院（仮称）としていたが、厚木市街地から離れていることもあり、地名を採用したいという考えで名称を変更した。
- 旧県立病院と同じリハビリを提供していきたいと考えているので、患者さんの視点からも名称は同じ方がよいのではと考えているが、神奈川リハビリテーション病院とは混同しないよう配慮していきたい。

<地域との信頼関係について>

葵会では、地域に対する説明を行わないまま、名称も含め公募時の内容を変更してきた。このような状況では信頼関係を築くことはできず、地域とはうまくいかない。

【葵会の認識】

- 葵会では、病院の理念として、「地域のために」と謳っている。このため、一般病床への転換だけでなく、回復期リハビリテーション入院料1を目指し、人材も育成し、これまでと同じリハビリを提供できるようにしたい。
- また、葵会本部としてもしっかりと成果を出し、信頼を得られるよう取り組んでいきたい。

【県の認識】

- 県としては、地域医療構想を進めるうえで、地域と信頼関係を構築していく必要があり、地域から様々な意見をいただくことになったことを申し訳なく感じている。
- これまで、葵会から地域への直接的な説明の機会がなかったことも事実であるため、信頼関係を構築する観点からも、「地域連絡会」の設置を考えており、葵会の事業計画の履行状況について、県で把握し、その結果を地域にお伝えしていくよう努めていきたい。

客観的にみてボタンの掛け違い。名称変更など新しい提案を示すべきではないかと思うが、県はどうするつもりなのか。

【県の認識】

- 県としては、着実に、「一般病床」へ戻すよう経過を把握し、葵会が、信義に基づき、地域医療機関と連携し医療を提供するよう、医療課と県立病院課がしっかりと連携し、適切に指導していく。
- これまで、葵会から地域への直接的な説明の機会がなかったことも事実であるため、信頼関係を構築する観点からも、「地域連絡会」の設置を考えており、葵会の事業計画の履行状況について、県で把握し、その結果を地域にお伝えしていくよう努めていきたい。
- また、名称に関する取扱いは、県に変更を指示する権限はないが、近隣と混同するといった皆様のご懸念の事態が生じるような場合、県からも同会に対ししっかり伝えていく。